

47FA 公益目的事業活動支援金 交付要項
(2015年～2018年度版)

01. 趣 旨

本要項は、47FA の実施する公益目的事業の充実を目的とした「47FA 公益目的事業活動支援金」(以下「公益事業支援金」という)を交付するため、必要な事項を定めるものである。

02. 目 的

「公益事業支援金」は、国民のサッカー・スポーツへの広い理解と関心を高め、青少年の健全な育成及びより良い社会の形成を促進し、もって国民の心身の健全な発達に寄与するため、47FA が行う各種公益目的事業に対して、その活動を支援することを目的に交付するものである。

03. 期 間

本要項は 2015 年度から 2018 年度までの各年度における「公益事業支援金」の交付について定める。
なお、本支援金で示す「年度」とは、当該年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日を指すものとする。

04. 財 源

47FA に対して交付する「公益事業支援金」の財源は、交付される前々年度の JFA 登録料収入の 50%を目安とし、その限度総額は、交付される前年度に JFA 理事会の議を経て年度毎に決定するものとする。
なお、年度毎の限度総額の各 47FA への交付方法は別に定める。

05. 支援対象となる事業等

「公益事業支援金」の対象となる事業(以下「支援対象事業」という)及び支援の対象となる経費(以下「支援対象経費」という)は、47FA が実施する公益目的事業及びその直接経費とし、「公益事業支援金」の額は、支援対象経費の総額を限度に、定額とする。また、各年度における「公益事業支援金」の支援対象となる事業は、当該年度の 4 月から翌年 3 月までに実施され、支出される事業とする。

06. 「公益事業支援金」の支出配分

各 47FA に交付される「公益事業支援金」の年度毎の支出は、内示された「公益事業支援金限度額」内の金額において、「公益事業支援金」が支払われた年度内に「公益目的事業」の実施に係る直接経費として支出しなければならない。なお、その支出配分は 47FA の自主裁量にゆだねられる。

07. 申請・支払・報告手続き

1) 「公益事業支援金」限度額の内示

各年度における「公益事業支援金」の額は、別に定める配分方法に基づき算出し、前年 10 月までに JFA 理事会の議を経て内示する。

2) 申請

2015 年度の「公益事業支援金」の申請にあたっては、内示された「公益事業支援金限度額」内の金額において、別紙に定める様式に基づき、別途指定された締切日までに「47FA 公益目的事業支援金交付申請書」を提出すること。

3) 申請内容の審査・決定

申請書の提出を受けて、JFA はその内容を審査し、必要な場合はヒアリング調査等を行い、支援金額を決定する。また、JFA は公益事業支援金の使用方法や配分割合等について、指導する場合がある。

4) 「公益事業支援金」の入金

「公益事業支援金」は、当該年度の6月末までに入金されるものとする。

5) 実績報告

支援対象事業の実績報告は別に定める手引きに基づき期限内に提出されるものとする。

6) 実績の審査・最終金額の確定

実績報告書の提出を受けて、JFAはその内容を審査し、原則として、「公益事業支援金」が交付された翌年の5月末までに、支援金額の最終確定を行う。申請時よりも対象事業が縮小して「公益事業支援金」が予定どおり、また本要項に定めるとおりに支出されていないなどの場合は、JFAは「公益事業支援金」の確定額が、交付決定額に対して、減額して確定する場合があるものとし、「公益事業支援金」の差額分を返金するものとする。また、実績報告書の提出遅れ等で、支出内容が確認できず、明確に確定額が出せない場合等は、翌年度の「公益事業支援金」の減額等を行う場合がある。

08. 支援対象事業の実施

各47FAは、「公益事業支援金」の交付の決定の内容（次号に基づき計画変更承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって支援対象事業を行わなければならない。「公益事業支援金」の他の用途への使用をしてはならない。

09. 計画の変更

各47FAは、支援対象経費の額を変更しようとするとき、または支援事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書を、原則として当該事業開始の1か月前までにJFAに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、「公益事業支援金」の交付を受けた年度内における事業実施期間を変更する場合、もしくは、「公益事業支援金」の交付決定額に影響を及ぼさない範囲内で、事業細目ごとの配分額を支援金総額の10%以内で変更する場合については、この限りではない。

10. 調査等

JFAは、「公益事業支援金」の執行の適正を期するために必要と認めるときは、各FAもしくは各FAが行う事業に協力する者に対し報告をさせ、またはその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査し、もしくは関係者に対し質問することがある。

11. 「公益事業支援金」の経理

各FAは、支援対象事業の**直接経費**の支出を証する書類を整理して収支簿とともに、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了日の翌日から7年間保存しなくてはならない。

12. その他

この要項に定めるもののほか、「公益事業支援金」の交付に関し必要な事項は別に定める。この要項の改正はJFA理事会の決議に基づき、これを行う。

附則 この要項は、2014年11月13日から施行する。